

○田布施町現場代理人取扱要領

令和7年2月3日
訓令第16号

(趣旨)

第1条 この要領は、田布施町が発注する工事の現場代理人の取扱いについて必要な事項を定める。

(常駐期間)

第2条 現場代理人は、原則として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できるときには、工事現場における常駐を要しないことができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(兼務)

第3条 次に掲げる要件のいずれかを満たす場合は、複数の工事契約で同一の現場代理人を配置できるものとする。

- (1) 密接な関係にある2以上の工事契約を同一の場所又は50m以内の近接した場所で施工する場合。この場合において、当該複数の工事契約は、1件の契約とみなす。
- (2) 次に掲げるの要件をすべて満たす場合

ア 兼務する工事契約が3件以内であること。ただし、複数の災害復旧工事等（治山事業、林地崩壊防止事業、がけ崩れ対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を含む。）を含むときは、当該複数の災害復旧工事等の工事契約を1件とし、兼務する工事契約が4件以内であることとする。

イ それぞれの契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であること。

ウ 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を承認していること。

エ 携帯電話や連絡責任者の配置等により、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること。

オ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

2 前項第2号の要件を満たせなくなった場合は、受注者は、速やかに別の現場代理人を選任し、現場代理人届を発注者に提出するものとする。

3 受注者は、現場代理人の兼務工事に変更があるときは、速やかに変更した現場代理人選任届を発注者に提出するものとする。

(現場代理人の資格要件)

第4条 現場代理人の資格要件は、受注者と直接的な雇用関係があることとする。

(その他)

第5条 現場代理人の兼務について、受注者が虚偽の届出をした場合、不正又は不誠実な行為として取り扱うものとする。

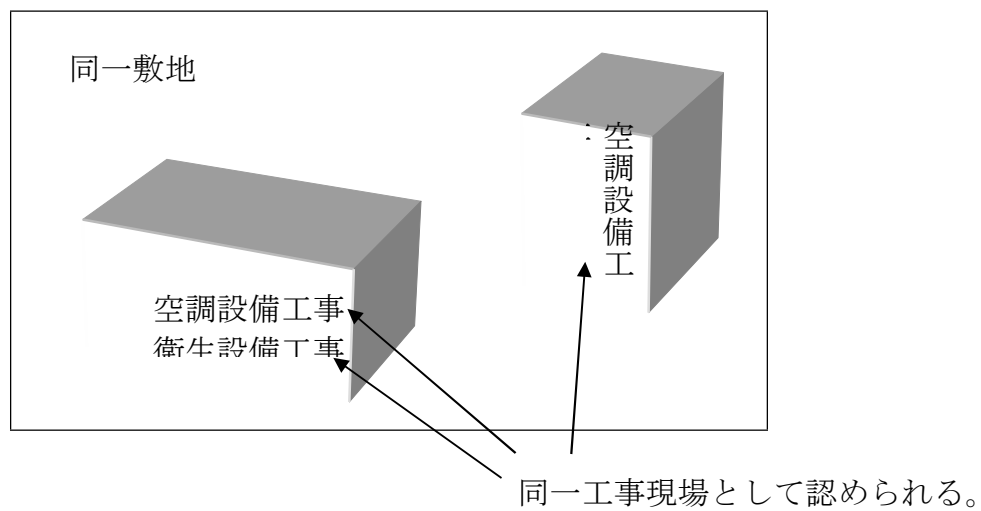
附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

資料 1

同一又は近接工事現場と認められ、1 契約とみなす例

○建築工事現場



○土木工事現場

